

平成30年度葛尾村汚染廃棄物対策地域における被災建物等解体撤去等及び除染等工事

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
1	現場説明書		3	「概ね5件ごとに元方安全衛生管理者を補助する者を1名配置する」とありますが、その者は再委託先に所属する者でもよいのでしょうか。	各社の責により判断願います。
2	仕様書	21	(補助説明) 延床面積数量	1工区木造の延べ床面積が2,678m ² になっていますが、内訳書第1-1号の合計2,687m ² を正と考えてよろしいのでしょうか。	貴見のとおりです。ホームページで訂正公告します。
3	仕様書	3	第2章6.(5)	解体工事前後の空間線量率の測定は、「高さ1m」「高さ1cm」「高さ1mおよび1cm」のいずれを行えばよろしいのでしょうか。	高さ1mおよび1cmの地点の両方で測定してください。
4	仕様書	5	第2章6.(8)	「保管に当たっては、必要に応じてシートがけ等を行う」とありますが、シートの種類は何をお考えでしょうか。また、シートがけが必要となる廃棄物の種類をお教えてください。	受注後、必要な場合、監督職員と協議となります。
5	仕様書	7	第2章6.(8)3)	「解体廃棄物は、環境省が葛尾村内に確保する仮置場に運搬し、保管すること」とありますが、仮置場は既に確保されているのでしょうか。確保されている場合、行政区名や仮置場名等をお教えてください。	葛尾村内の数箇所確保しております。契約後監督職員より提示します。
6	仕様書	14	第3章19.	「解体廃棄物の運搬・保管・処分に該当する作業について受注者が再委託を行う場合には、本工事に係る契約書に、受注者が当該再委託を受けようとする者を記載すること等の措置が必要となる」とありますが、工事着手後に再委託先を追加することは可能でしょうか。	可能です。
7	仕様書	15	第3章23.	地元事業者を優先的に利用する場合、「復興組合」を通じて利用することになるかと思えます。この場合、復興組合に属する地元業者は、仕様書第3章19.に記載されている「再々委託」には抵触しないと考えてよろしいのでしょうか。	復興組合のみでは、不明です。建設業許可を得た業者と下請負契約することが必要となります。委任する業務により、再委託になることがあります。

平成30年度葛尾村汚染廃棄物対策地域における被災建物等解体撤去等及び除染等工事

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
8	仕様書	16	第3章27.	「所有者その他の権利者から解体に係る承諾が得られないこと、・・・」とありますが、現時点で承諾が得られていない対象家屋があるのでしょうか。	現時点で承諾が得られていないものは、建物解体で概略発注としている4工区19件及び5工区10件が該当します。工事中に監督職員より順次承諾を得て指示します。
9	仕様書	21	(補足説明) 延床面積数量	帰還困難区域内（5工区）に10件が解体対象となっています。帰還困難区域内の建屋については建物除染等は実施されていないと理解しますが、本工事においても除染を実施することなく解体するという考え方でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
10	仕様書	2 2 他	別記 1	1工区動産費として、66台が計上されています。対象物は、解体対象建物等の内外部にある廃棄する家財等と考えてよろしいでしょうか。	動産運搬費であれば、貴見のとおりです。
11	仕様書	2 2 他	別記 1	1工区機械運搬費として、20台が計上されています。対象物は、農機具（トラクターなど）等と考えてよろしいでしょうか。	機械運搬費は、解体に使用する重機等の運搬費です。
12	本工事費 内訳書		採用単価	本工事費において採用されている単価（労務、資機材等）の適用年月をお教えください。	平成30年8月とします。
13	本工事費 内訳書	1 他		浄化槽の撤去が計上されていますが、し尿処理は済んでいると考えてよろしいでしょうか。	汲み取り等が必要な場合は、監督職員と協議となります。
14	入札説明書	8	7. (6)エ (イ)	技術提案書の書式として、用紙サイズや枚数、文字サイズなどは規定されていますが、文字数は規定されていません。一方、様式5-1では文字数の目安が書かれております。文字数はあくまで目安とし、入札説明書の記載事項を遵守すればよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

平成30年度葛尾村汚染廃棄物対策地域における被災建物等解体撤去等及び除染等工事

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
15	入札説明書	36～ 38	様式2 様式3-1	企業の施工実績や配置予定技術者の工事経験に係る証明について、①CORINS登録がある場合は、工事請負契約書写しの添付は不要と考えて宜しいですか。②CORINS登録内容だけで証明できるのであれば、「設計図書等の写し」の添付は不要と考えてよろしいですか。	①具体的に工事名及び何月何日から何月何日迄の工事か記述があれば可能です。 ②各様式中の項目「施工規模（※4）、（※6）」において添付を求めています。
16	入札説明書	36～ 38	様式2 様式3-1	企業の施工実績や配置予定技術者の工事経験の「施工規模」について、CORINS登録内容だけで証明できる場合には、規模が確認できる「設計図書等写し」の添付は不要と考えてよろしいですか。	各様式中の項目「施工規模（※4）、（※6）」において添付を求めています。
17	入札説明書	2	3.（8）	契約保証金については、金銭的保証或いは役務的保証のどちらを規定又は想定されていますか。	金銭的保証とします。 金融機関がする保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社が行う保証となります。